

## 『林業現場安全パトロール』を実施しました

鳥取労働局（局長 河野純伴）及び鳥取労働基準監督署（署長 房本浩志）は、平成27年10月16日（金）鳥取森林管理署、鳥取県、林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部、鳥取水源林整備事務所とともに、鳥取市にある林業現場の安全パトロールを実施しました。

林業では、昨年労働者が走行集材機で木材を運搬中に林道から転落して死亡する労働災害が発生し、本年も伐倒した木の下敷きになるなど、2人の労働者が伐木作業中に亡くなっており、林業における労働災害防止対策の徹底が求められています。

今回のパトロールでは、鳥取労働局労働基準部健康安全課の片山竜次専門官が林業における死亡労働災害事例の説明を行い、併せて、災害防止対策の徹底を呼びかけました。



参加者によるパトロール前のミーティング

続いて、鳥取森林管理署、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部及び鳥取水源林整備事務所の職員とともに、林業現場のパトロールを行いました。



車両系木材伐出機械（ハーベスタ）の稼働状況とパトロールの様子



伐倒作業場所のパトロールの様子

パトロール終了後、鳥取労働基準監督署の野口聡安全衛生課長から鳥取労働基準監督署管内の林業災害の災害発生状況の説明と併せて、林業現場における労働災害防止対策について、

チェーンソー伐倒作業において、他の作業員との間隔が開いているつもりであっても、伐倒作業の際に作業員が立入禁止範囲内に侵入するおそれがあるので、伐倒時の合図の徹底を行うこと。

車両系木材伐出機械を使用する場合において、作業道の路肩部分から離れて運行するよう注意すること。なお、先日変更された、林業・木材製造業労働災害防止規定では、作業道の幅員は使用する車両系木材伐出機械の設置幅の1.2倍を確保することが示されているので留意すること。

などの安全対策を指導しました。



パトロールの最後に、講評等を行っている様子

鳥取県内の林業における労働災害は、平成24年以降減少し、前年は24人となりましたが、本年9月末日現在では17人となっており、前年同月と比較して3人(21.4%)の増加となっています。また、死亡災害については前年に1人、本年は9月末日現在で2人となっています。

災害発生時の経験年数を確認すると、経験年数が短い者ほど災害件数が多くなっていることから、林業における労働災害の防止のため、安全衛生教育の充実など、安全対策の強化を図ることを事業者に指導していきます。

